

令和4年度税制改正速報

～資産税関連の項目～

その3

令和4年度税制改正大綱における、主な資産税関連項目を速報します。今回は、「贈与税の改正の動向」についてです。令和4年度の税制改正大綱では、贈与税の改正は次年度に持ち越されました。しかし、税制改正大綱では、「・・・今後、諸外国の制度も参考にしつつ、相続税と贈与税をより一体的に捉えて課税する観点から、現行の相続時精算課税制度と暦年課税制度のあり方を見直すなど、格差の固定化防止等の観点も踏まえながら、資産移転時期の選択に中立的な税制の構築に向けて、本格的な検討を進める・・・」としています。そのため、贈与税の非課税措置の適用期限が令和5年までとされていることから、令和5年度において贈与税は改正される可能性が高いと考えます。その場合、贈与税の改正が行われるときに確認すべき重要な条文については以下のようなものと予想されます。

根拠条文等	現行制度		確認事項
	内容	詳細	
相法19①	相続開始前3年以内に贈与があった場合	相続又は遺贈により財産を取得した者が、相続開始前3年以内に、その相続に係る被相続人から贈与により財産を取得したことがある場合には、贈与により取得した財産の価額を相続税の課税価格に加算する。 課された贈与税は相続税から控除されるが、控除しきれない額は切捨てされる。	① 財産の取得の有無に関係なく、生前贈与加算の対象者に直系卑属（子や孫など）までに拡大する？ ② 相続開始前10年以内（独・方式）又は15年以内（仏・方式）の贈与は相続財産に加算する？ 生前贈与加算の期間が延長される場合、金融機関の元帳などの保存期間が10年とされていることから10年か、それとも税務上の時効の7年か？ ③ 贈与を受けたときの価額で相続財産に加算する→ 現行のまま？ ④ 相続時精算課税は選択適用であることから、贈与を受けたときの価額が下落しても選択時に有利・不利に係る税効果などを見極めて同制度を適用しているため考慮しないとされている。 しかし、贈与一体課税は選択適用でなく、長期間に及ぶ加算等制度であれば、その贈与財産が災害などの事由によって滅失した場合には一定の手当が講じられるか？ ⑤ 現行制度は暦年贈与による贈与税額は、相続税額から控除しきれない金額は切捨てられる。しかし、暦年贈与に係る贈与税についても相続時精算課税同様に、相続税額から控除しきれない贈与税は還付されることになるのか？
相法21の5	贈与税の基礎控除	課税価格から60万円を控除する。	① 少額不追及や申告事務の負担軽減などの観点から一定の基礎控除額を設けるか？ ② 受贈者ごとに基礎控除を適用することで贈与税の基礎控除額を拡大する？
措法70の2の4		課税価格から110万円を控除する。	
措法69の4	小規模宅地等の特例	個人が相続又は遺贈により取得した財産のうち、被相続人等の事業の用又は居住の用に供されていた宅地等について、一定の限度面積まで一定の割合で評価額が減額される。	贈与により取得した宅地等についても小規模宅地等の特例の適用が受けられることとする？
所法9①十七	非課税所得	相続、遺贈又は個人からの贈与により取得するもの（相続税法の規定により相続、遺贈又は個人からの贈与により取得したものとみなされるものを含む。）	直系卑属など一定の範囲以外の者に対する贈与について、贈与税でなく所得税を課す？